

県有財産一般競争入札 (期間入札)のご案内

売払物件

宿毛市長田町 3177 番 14 外 16 筆

土地 12,972.86 m²

入札受付期間

令和8年9月 15 日(火)から令和8年9月 28 日(月)まで

最低売却価格

金 68,900,000 円

高知県公営企業局

目 次

期間入札の流れ	1
物件調書	2
位置図（住宅地図写し）	4
参考資料（公図・測量図等）	5
県有財産売払公告	29
入札心得書	32
一般競争入札の参加者の資格について	33
県有財産売買契約書	36
印紙税と登録免許税について	43
入札保証金について	44

添付書類一覧

- ・ 入札書
- ・ 入札書記載例（代理人入札）
- ・ 誓約書（別紙役員名簿を含む）
- ・ 様式第1号 委任状
- ・ 様式第2号 入札保証金提出書
- ・ 様式第3号 入札保証金充当申出書
- ・ 様式第4号 契約保証金充当申出書
- ・ 様式第5号 県有財産受領書
- ・ 様式第6号 受領書

期間入札の流れ

- 1 売払公告 令和8年8月31日（月）
- 2 現地説明会 令和8年9月14日（月）
開催時間は売払公告でご確認ください。
- 3 入札受付期間
令和8年9月15日（火）から令和8年9月28日（月）まで
高知県公営企業局で配布する書類を、簡易書留郵便による郵送又は持参してください。（持参の場合は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
令和8年9月28日（月）午後5時必着とします。
売買契約及び登記は入札書に記載された名義で行います。
- 4 入札保証金の納付
令和8年9月28日（月）まで
入札保証金は入札金額の5%以上の額です。
高知県公営企業局が指定する公金口座への振り込みにより納付してください。
- 5 落札者の決定
令和8年10月15日（木）午後1時30分から、高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎地下 第1会議室にて開札します。
入札関係者の立ち会いは自由です。
開札後、入札者には文書をもって開札結果を通知します。
- 6 入札保証金の返還
落札者を除き、落札の日から2週間以内に指定された金融機関の預金口座に振り込みます。
- 7 契約の締結
令和8年10月22日（木）までに契約保証金を納付のうえ、契約を締結していただきます。
契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効になり、入札保証金は高知県公営企業局に帰属することとなります。
- 8 売買代金の納付
契約日から20日以内に、高知県公営企業局が発行する納入通知書で納付してください。
- 9 所有権移転登記
売買代金の納付を確認した後、高知県公営企業局が所有権移転の手続きを行います。

物件調書（土地）

所在地		宿毛市長田町3177番14 外16筆（詳細は別紙のとおり）				
住居表示						
面積		12,972.86㎡	地目	宅地 公衆用道路	形状	不整形
接面道路の 幅員及び経路		東方：幅員約11.5m舗装市道（建築基準法第42条1項1号） 南方：幅員約4.0m舗装道路（建築基準法第42条1項5号） 南方：幅員約8.8m舗装市道（建築基準法第42条1項5号） 西方：幅員約3.0m舗装市道（建築基準法第42条1項3号）				
法令に基づく 制限	都市計画法	非線引き都市計画区域				
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%		容積率	200%
	その他の法律	建築基準法第22条区域、津波災害警戒区域、松田川・与市明川洪水浸水想定区域 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。 従前、水質汚濁防止法に規定する特定施設の敷地に該当していたが、現在は廃止済				
私道の負担等 に関する事項		負担の有無		無	負担の内容	—
供給処理施設名		施設名	区分	事業所名		電話番号
		電気	不可	四国電力(株)宿毛サービスセンター		0120-410-467
		上水道	不可	宿毛市水道課		0880-62-1249
		下水道	不可	宿毛市水道課		0880-62-1249
		都市ガス	不可			
		供給施設の詳細については、各事業所等に照会願います。				
交通機関		土佐くろしお鉄道「東宿毛」駅まで南東方約850m バス停「中央一丁目」まで南東方約200m				
公共施設の位置		宿毛市役所		南西方約2.7km		
		県立宿毛高校		北方約100m		
参考 事項	・宿毛市公共下水道受益者負担金制度（1㎡につき500円） ・土壌調査済（ダイオキシン・アスベスト製品等） ・上記、供給処理施設は全て未接続					

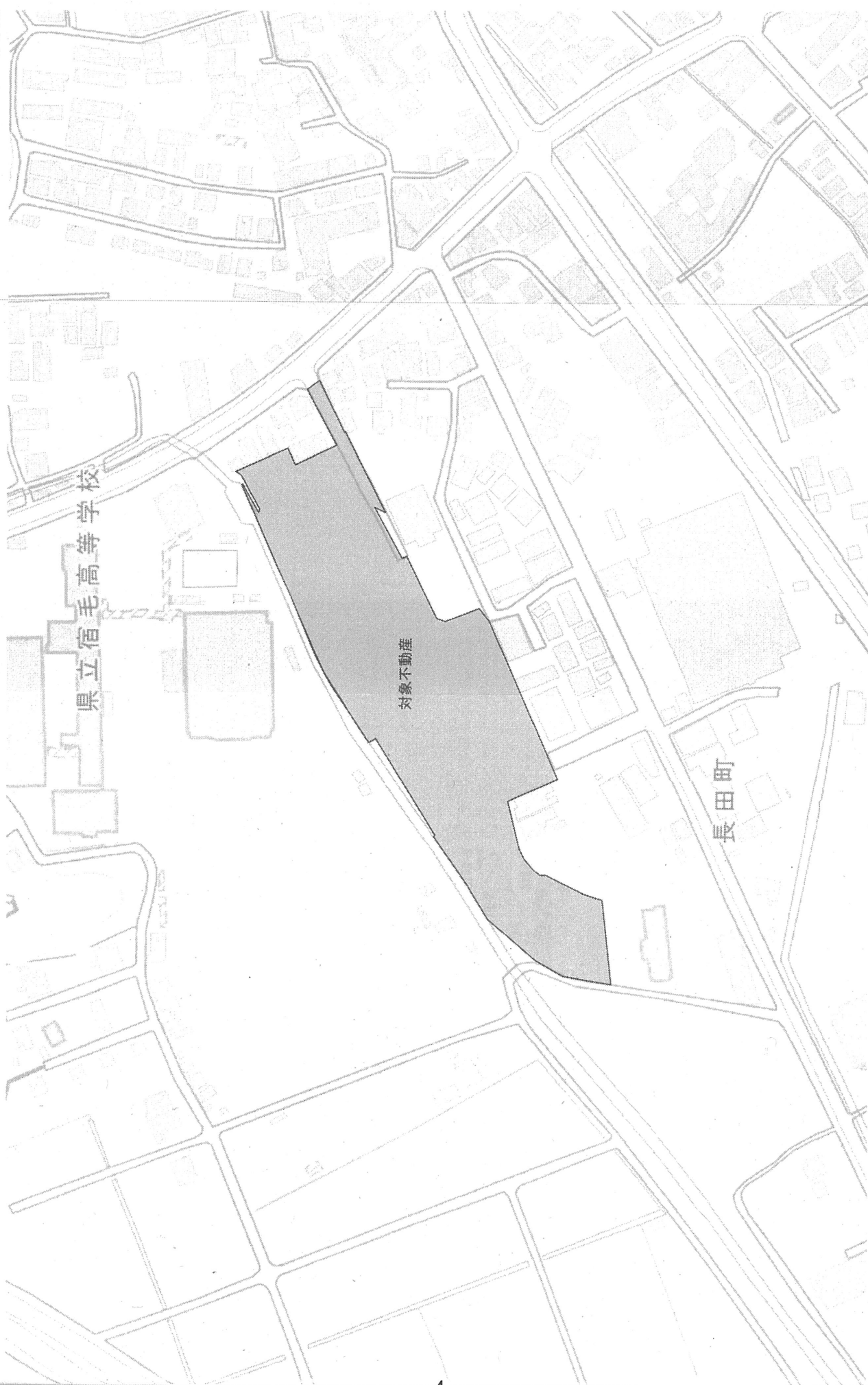
土地の表示

所在：宿毛市長田町 地内

番号	地番	地目	登記地積
1	3177番14	宅地	949.14m ²
2	3177番15	宅地	2182.74m ²
3	3177番16	宅地	274m ²
4	3177番17	公衆用道路	190m ²
5	3177番18	宅地	162.33m ²
6	3177番19	宅地	158.14m ²
7	3177番20	宅地	85.02m ²
8	3177番21	宅地	289.01m ²
9	3212番 3	宅地	582.11m ²
10	3212番 4	公衆用道路	43m ²
11	3212番 5	宅地	14.05m ²
12	3422番 2	宅地	82m ²
13	3422番 8	宅地	4652.08m ²
14	3422番 9	宅地	121m ²
15	3433番 1	宅地	2771m ²
16	3177番 5	公衆用道路	8.24m ²
17	3177番22	公衆用道路	409m ²
計			12972.86m ²

対象不動産所在地指摘図

77-500



※地理院タイル対象不動産を追記して掲載
付属資料No. 1-2



縮尺 1/1000

座標求積表

地點	番 3433-1	名 稱	面 積	X	Y	辺 長
		156	()	-7059.407	-72873.299	35.675
		189	()	-7026.193	-72690.477	10.872
		190	()	-7034.594	-72696.994	29.428
		195	()	-7049.593	-727262.186	44.455
		194	()	-7038.174	-72751.030	22.391
		193	()	-7105.287	-72754.538	39.393
		112	()	-7101.176	-72715.718	8.929
		111	()	-7092.668	-72712.950	9.936
		110	()	-7084.622	-72708.863	7.719
		109	()	-7077.740	-72705.368	0.932
		108	()	-7076.915	-72704.935	2.801
		107	()	-7074.315	-72705.009	2.018
		106	()	-7072.682	-72703.854	1.799
		105	()	-7071.374	-72702.589	3.564
		104	()	-7068.986	-72699.944	1.624
		103	()	-7067.915	-72698.467	4.673
		102	()	-7065.580	-72694.137	2.029
		158	()	-7085.097	-72692.194	9.290
		157	()	-7062.888	-72693.170	10.266
面積						5542.830878
地面積						2771.4153390
地面積						2771.41

地點	名稱	X	Y	邊長
3422-8	135 (	-7052.331	-72595.108	70.467
	246 (	-6987.696	-72623.175	0.670
	245 (	-6988.945	-72623.616	37.688
	341 (	-7001.747	-72547.015	1.922
	340 (	-7003.372	-72545.968	6.738
	342 (	-7008.541	-72551.703	40.272
	339 (	-7026.051	-72566.989	3.684
	248 (	-7031.402	-72586.949	14.243
	249 (	-7044.314	-72570.450	38.945
	337 (	-7079.586	-72567.947	0.845
	133 (	-7079.338	-72561.362	5.017
	122 (	-7073.898	-72553.027	62.530
倍面積		9304.165613		
地面積		4852.082065		
地面積		4652.08		

地 点	名 稱	年 次	面 積	長 度
317-13	257	7032.942	72528.275	4.631
	254	7033.968	72528.759	5.676
	253	7033.921	72517.884	11.574
	36	7023.082	72513.907	11.936
	38	7011.893	72509.671	1.702
	35	7010.785	72510.936	2.574
	32	7008.783	72512.590	4.207
	33	7005.139	72514.692	0.356
	30	7004.966	72514.362	5.030
	30	7000.670	72511.765	2.722
	16	6998.732	72510.579	0.653
	15	6998.136	72510.060	8.789
	177	6990.104	72513.061	30.641
	262	7000.860	72540.461	16.201
	210	7010.819	72534.035	15.252
		合計面積	1645.110540	
		地面積	822.5552700	
		水面積	822.55	面

地点	名	標	號	X	Y	边	長
雷	3177-14			-6984.529	-7256.176	18.659	
				-6988.638	-7256.572	6.570	
				-6965.397	-7250.726	0.543	
				-6965.397	-72520.240	24.321	
				-6943.528	-72530.330	3.024	
				-6945.658	-72532.183	18.593	
				-6953.550	-72545.770	1.458	
				-6952.998	-72548.161	4.991	
				-6955.103	-72552.806	41.202	
				-6992.688	-72535.756	2.104	
				-6993.360	-72533.770	19.206	
					信面積	1898.202641	
					地積	949.1463205	
					面積	949.14	亩

地點	標識	X	Y	高度
⑤地	番 3177-15	178 ()	-6860.945	-72543.106 32.014
		263 ()	-6656.953	-72056.664 72.276
		269 ()	-6987.440	-72082.195 23.750
		299 ()	-7009.225	-72612.735 29.232
		301 ()	-7012.555	-72686.098 16.024
		68 ()	-6988.221	-72390.253 14.157
		214 ()	-6991.052	-72577.610 3.063
		215 ()	-6990.192	-72574.186 13.121
		350 ()	-7000.056	-72569.207 14.198
		349 ()	-6993.674	-72556.524 15.011
	修面積			4385.49406
	面積			2182.747000
	地面積			2182.747000

地点	坐标	X	Y	边长
⑤	31777-18	-7003.709	-72851.477	14.571
	13	-6986.733	-72563.684	10.741
	173	-6986.945	-72534.106	15.011
	175	-6983.674	-72556.324	11.233
	349	倍面积	324.676649	
		地面面积	162.338245	
		地面	162.33	

地點	番名	種	X	Y	近	長
	212	()	-7009.935	-72564.235	14	192
	13	()	-7003.709	-72559.477	11	133
	349	()	-6993.874	-72556.524	14	198
	350	()	-7000.056	-72569.407	11	151
			佔面積	216.28553		
			地面	158.1492585		
			地面	150.14		

地點	名稱	X	Y	邊長
213	()	-7011.600	-72387.696	3.8048
212	()	-7009.925	-72358.4	235 11.081
350	()	-7000.056	-72350.6	207 11.121
215	()	-6990.102	-72374.166	3 6.083
214	()	-6991.082	-72377.610	22 0.097
估面積		170.052523		
地面積		85.0265615		

地點	番名標識	X	Y	邊長
	300 (	-7014.394	-72573.468	6.413
	213 (	-7011.400	-72567.696	72.097
	214 (	-6991.852	-72577.610	14.157
	58 (	-6998.221	-72590.253	18.024
	301 (	-7012.559	-72593.099	9.804
	估面積			578.025764
	總面積			289.0128820
	地積			289.01
	填			

地點	名稱	X	Y	邊長
301	石槽	-7051.735	-72599.376	6.002
136		-7046.240	-72589.396	15.774
147		-7033.513	-72595.047	3.956
146		-7020.769	-72597.732	17.166
284		-7022.249	-72597.381	3.951
145		-7017.793	-72596.486	4.592
304		-7013.684	-72592.930	0.754
305		-7010.548	-72593.249	29.210
306		-7010.283	-72612.276	45.191
格面積				1164.220092
面積				562.1100460
地積				582.11

地点	名称	X	Y	边长
	145 ()	-7017.793	-72500.488	6.123
	307 ()	-7015.125	-72574.977	7.597
	304 ()	-7013.984	-72502.558	4.592
	倚面坝			28.114099
	面坝			14.0570495
	面坝			14.05

地點	名稱	號	X	Y	高度
1	(		-6976.223	-72490.864	6.303
25	(		-6974.756	-72493.712	6.202
26	(		-6974.759	-72494.004	6.303
3	(		-6978.331	-72501.835	18.036
5	(		-6985.137	-72516.355	0.707
348	(		-6994.529	-72516.716	18.205
168	(		-6993.360	-72533.770	5.950
179	(		-6996.733	-72538.684	14.571
13	(		-7003.769	-72551.477	14.192
212	(		-7009.925	-72564.235	3.845
210	(		-7011.600	-72567.686	6.413
304	(		-7014.384	-72573.488	4.726
375	(		-7015.279	-72568.826	26.236
247	(		-7002.760	-72545.769	5.321
344	(		-7007.530	-72548.120	41.494
14	(		-7005.551	-72544.050	0.524
12	(		-7005.377	-72543.481	3.380
262	(		-7003.850	-72540.461	30.641
177	(		-6990.194	-72513.081	0.595
176	(		-6989.543	-72513.287	11.036
3	(		-6985.009	-72513.225	9.368
2	(		-6981.059	-72494.717	4.200
			倍面積	834.499580	
			而面積	417.2497800	
			417.24		

地名	番名	標	源	X	Y	辺	長
	179	(		-6896	72538.584	4	9,590
	166	(		-6993	72533.770	2	1,104
	167	(		-6992	72535.758	41	2,102
	46	(		-6955	72552.886	4	3,397
	293	(		-6956	72556.884	32	914
	175	(		-6926	72543.106	10	7,41
					面積		380.374628
					面積		190.1673140
					面積		190.18

地點	標名	X	Y	邊長
32.2-4	264 (	-7022.249	-72578.331	8.609
	303 (	-7018.451	-72570.538	2.619
	302 (	-7016.328	-72569.137	5.945
	307 (	-7015.125	-72564.977	6.123
	145 (	-7017.793	-72560.488	4.951
	估面積	07.573985		
	面積	43.7869025		
	地塊	43.78		

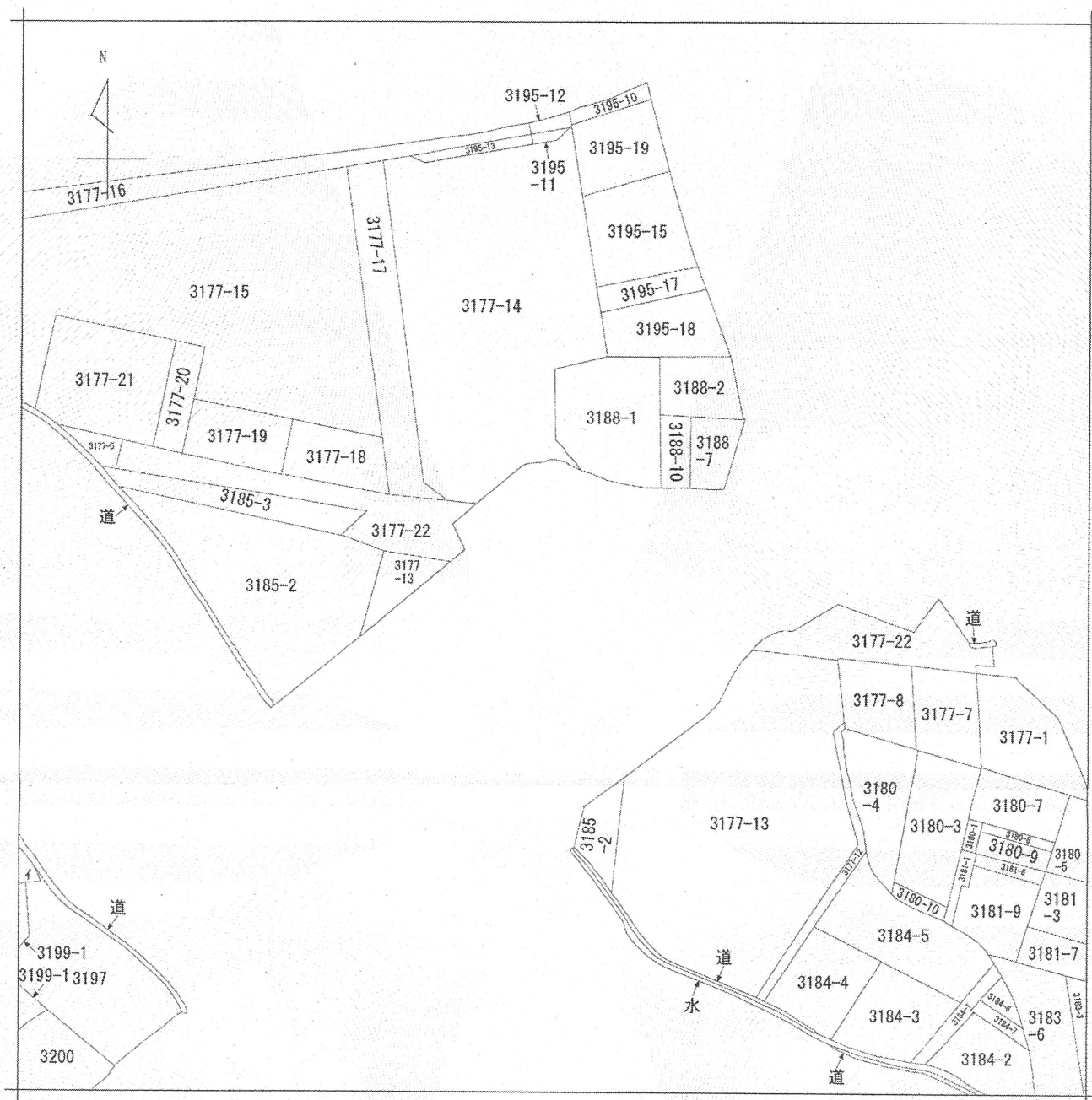
[illegible]

地點	番名標識	3422-9	X	Y	辺	最
	338 (		-7080.446	-72683.972		2,200
	337 (		-7079.596	-72681.947		38.845
	249 (		-7044.314	-72676.450		14.243
	246 (		-7031.404	-72676.469		3.684
	339 (		-7028.051	-72685.998		2.301
	338 (		-7028.257	-72687.958		34.461
	186 (		-7080.404	-72687.208		19,208
	120 (		-7077.849	-72685.168		2,680
			倍面積		243.537609	
			面積		121.76880045	
			地積		121.76	田

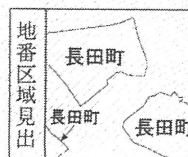
[illegible]

點	標	名	識	X	Y	座	長
259	(			-6907.440	-72622.195	12	72.275
263	(			-6956.953	-72556.564	4	3.387
46	(			-6955.103	-72552.686	4	1.991
260	(			-6952.998	-72548.161	14	22.7
334	(			-6946.183	-72535.672	0	5.000
335	(			-6945.749	-72535.921	83	136
321	(			-6950.948	-72617.811	3	3.243
323	(			-6870.878	-72620.307	5	40.4
316	(			-6962.934	-72624.237	3	3.802
247	(			-6967.200	-72622.291	0	2.958
				倍面積	540.627949		
				地面積	274.3137745		
				地面積	274.31		

地點	番名	漢	元	Y	迎	長
	341	()	—7001	747	—72647	015 27.698
	245	()	—6886	945	—72623	518 2.934
	331	()	—6864	418	—72625	103 37.702
	343	()	—6899	189	—72648	832 3.026
	261	()	倍面積			165.261768
			面積			82.6306840
			面積			82.63 m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宿毛市長田町				地番	3177番22			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成29年8月10日

高知地方法務局四万十支局

請求番号：12-1

登記官

岡田眞



(1/1)

公用

登記年月日：平成29年8月9日

地積測量図

地番	3177-5 3177-22
土地の所在	宿毛市長田町

座標求積表

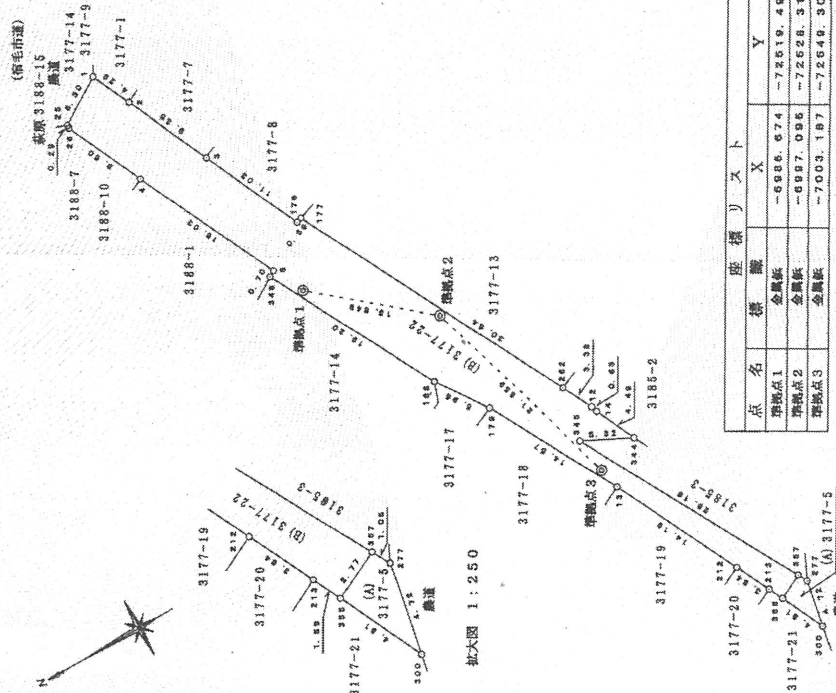
地 番	N	O	標 識	X	Y	辺 長	測 線
277			(フウ灰)	-7016.278	-2568.826	1.082	277 ~ 357
357			(金鼠標)	-7014.777	-2567.901	2.770	357 ~ 388
388			(金鼠標)	-7012.286	-2566.134	4.616	388 ~ 300
300			(フウ灰)	-7014.394	-2567.688	4.720	300 ~ 277
倍面積				16.488397	m ²		
面積				8.2441988	平方地種	8.24	m ²
面積				2.49			

地 帶	N	O	標	X	Y	辺	長	測
957	(金線標)	-7014.777	-725657.901	28.184	357	-345		
345	(金線標)	-7002.760	-726438.709	5.321	345	-344		
344	(金線標)	-7007.530	-726448.128	4.494	344	-14		
14	(金線標)	-7005.551	-725644.088	0.634	14	-12		
12	(金線標)	-7005.377	-725643.481	3.380	12	-262		
262	(金線標)	-7003.850	-725404.461	30.641	382	-177		
177	(金線標)	-6990.194	-725133.081	0.598	177	-176		
176	(金線標)	-6989.543	-725133.287	11.036	176	-3		
3	(金線標)	-6985.009	-725033.225	9.368	3	-2		
2	(金線標)	-6981.058	-724344.717	4.260	2	-1		
1	(金線標)	-6979.223	-724340.684	5.303	1	-25		
25	(金線標)	-6974.756	-724333.712	0.292	25	-26		
26	(金線標)	-6974.756	-724344.004	8.603	26	-4		
4	(金線標)	-6976.331	-725011.835	15.036	4	-5		
5	(金線標)	-6968.137	-725016.355	0.707	5	-348		
348	(金線標)	-6984.529	-725616.716	10.205	348	-168		
168	(金線標)	-6993.850	-725333.770	5.950	168	-179		
179	(金線標)	-6996.733	-725338.684	14.571	179	-13		
13	(金線標)	-7003.709	-725651.477	14.192	13	-212		
212	(金線標)	-7009.925	-725564.235	3.845	212	-213		
213	(金線標)	-7011.400	-725907.696	1.598	213	-355		
355	(金線標)	-7012.486	-725659.134	2.770	355	-357		

倍面積 318.017104 m²

坪 敷 409.0085630 地積 409.00 m²

面積 敷 123.72



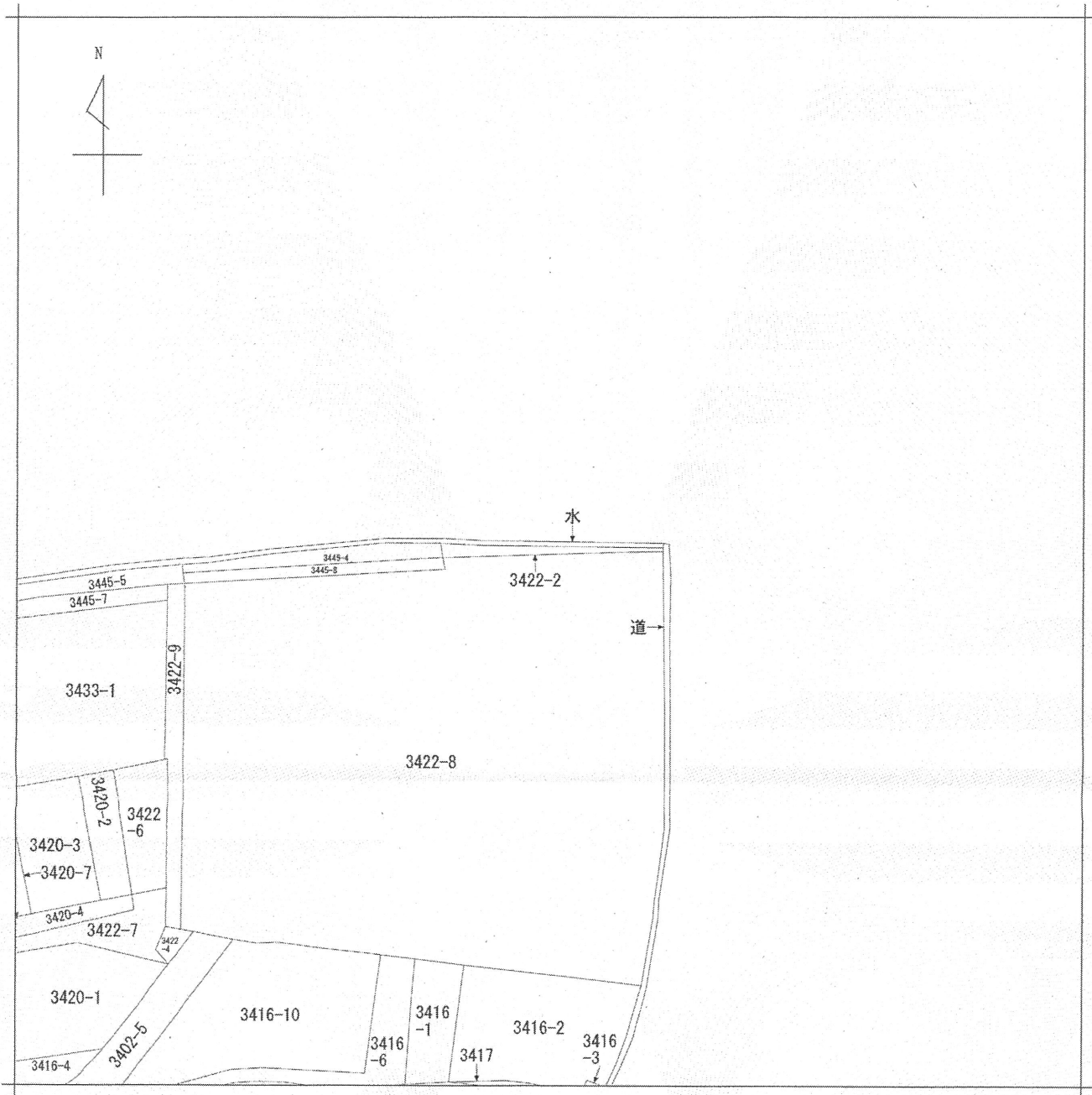
点 名	標 識	X	Y
埋地点 1	金属板	-6886.674	-72619.480
埋地点 2	金属板	-6887.095	-72626.310
埋地点 3	金属板	-7003.197	-72644.303

合計 417.2527505m

[illegible]

作成者	公益社団法人 住友家屋調査士会	高知果公共福祉配土地改良事業委員会	谷 弘 美	(平成29年 7月18日調査) (平成29年 7月20日作成)	嘱託者	高知県営企業局長 井奥和男	縮尺	1 / -500-
-----	--------------------	-------------------	-------	------------------------------------	-----	---------------	----	-----------

(平成29年 7月18日測量)
(平成29年 7月20日作成)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
長田町

請求部	所在	宿毛市長田町				地番	3422番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高知地方方法務局四万十支局管轄)

令和6年8月5日

高知地方方法務局

請求番号：5-1

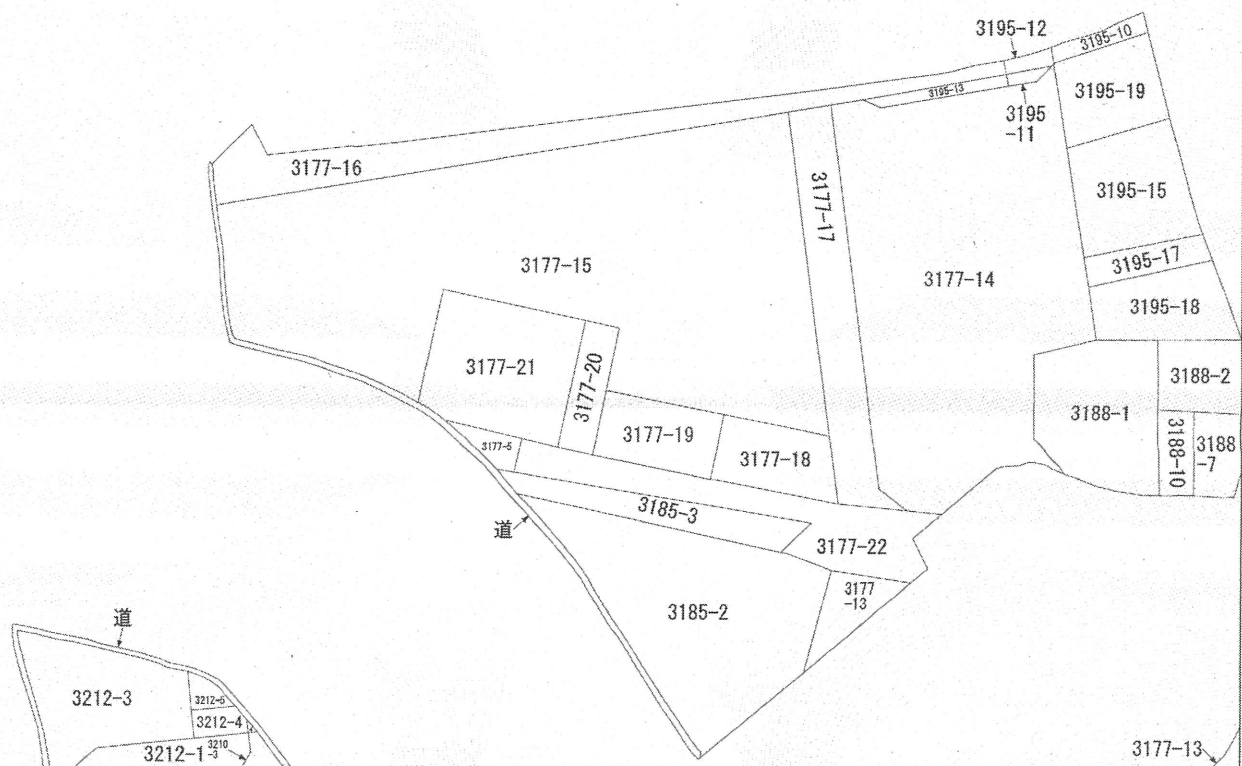
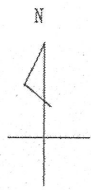
(1/1)

登記官

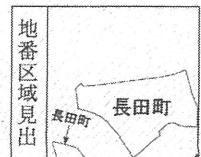
中村卓意



公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 長田町

請求部	所在	宿毛市長田町				地番	3177番16			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高知地方法務局四万十支局管轄)

令和6年8月5日

高知地方法務局

登記官

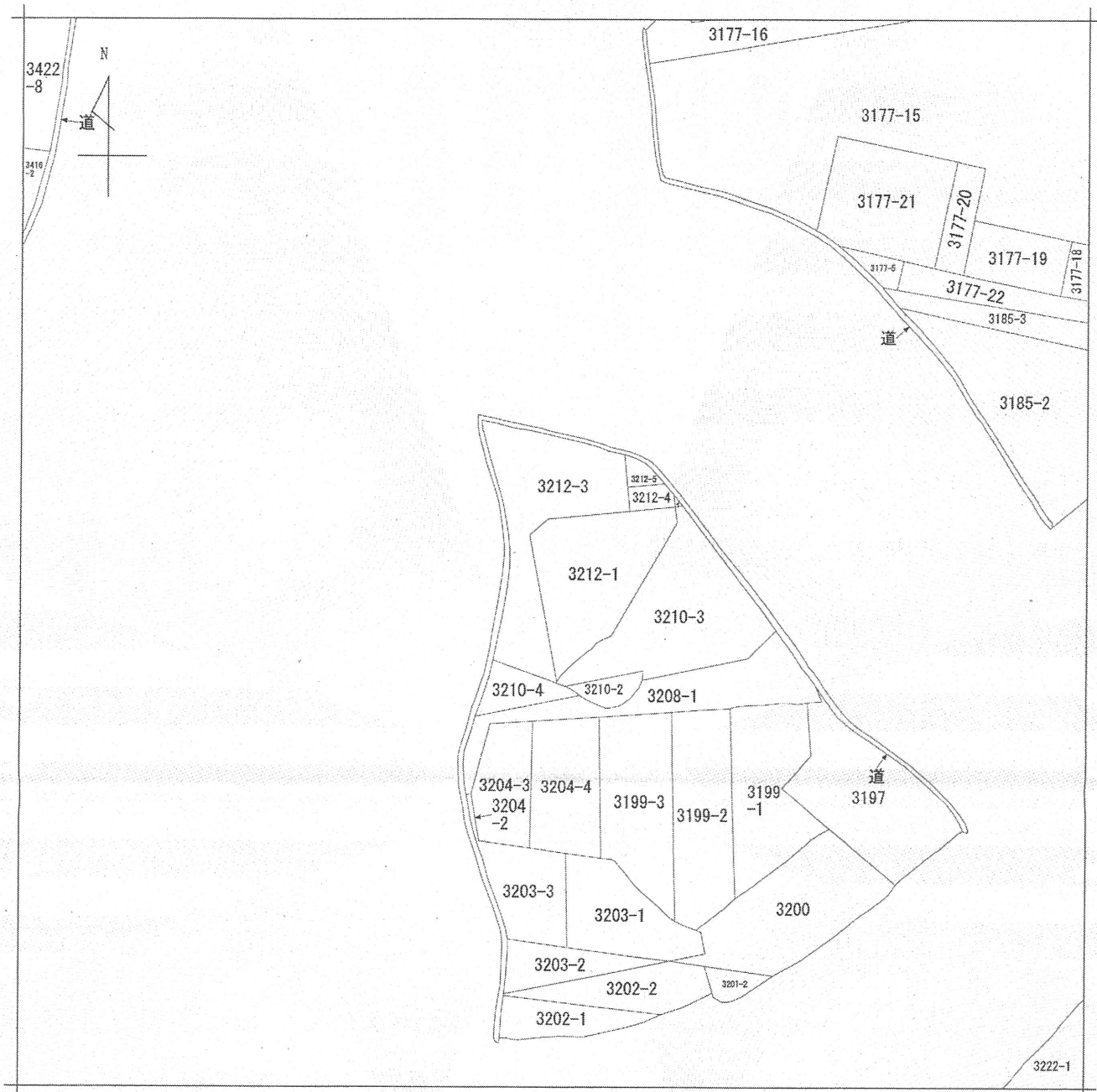
請求番号：5-2

(1/1)

中村卓意



公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宿毛市長田町				地番	3212番3			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高知地方方法務局四万十支局管轄)

令和6年8月5日

高知地方方法務局

請求番号：5-3

(1/1)

登記官

中村卓意



公用

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】 4904000707425					
【所在】 宿毛市長田町			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3177番14	宅地	949	14	3177番5から分筆	平成13年4月6日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (4/10)

1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (4/10)

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707426				
【所在】	宿毛市長田町		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3177番15	宅地	2182	74	3177番5から分筆	平成13年4月6日
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (5/10)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (5/10)

2/2

【 表 題 部 】 (土 地 の 表 示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707427					
【所 在】	宿毛市長田町				余白	
【① 地 番】	【②地 目】	【 ③ 地 積 】	㎡	【原 因 及 び そ の 日 付】	【 登 記 の 日 付 】	
3177番16	宅地	274	31	3177番5から分筆	平成13年4月6日	
余白	雑種地	274		②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年4月6日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【 権 利 部 (甲 区) 】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登 記 の 目 的】	【受付年月日・受付番号】	【 原 因 】	【 権 利 者 そ の 他 の 事 項 】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高 知 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (8 / 9) 1 / 2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤 原 利 春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (8 / 9) 2 / 2

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】		4904000707428				
【所在】		宿毛市長田町		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²		【原因及びその日付】	【登記の日付】	
3177番17	宅地	190 18		3177番5から分筆	平成13年4月6日	
余白	公衆用道路	190		②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年4月6日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (3/9) 1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (3/9) 2/2

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】		4904000707429				
【所在】		宿毛市長田町			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
3177番18	宅地	162	33	3177番5から分筆	平成13年4月6日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (6/10)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (6/10)

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707430				
【所在】	宿毛市長田町				余白
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3177番19	宅地	158	14	3177番5から分筆	平成13年4月6日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (7/10)

1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (7/10)

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707431				
【所在】	宿毛市長田町				余白
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3177番20	宅地		85.02	3177番5から分筆	平成13年4月6日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (8/10)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (8/10)

2/2

公用

高知県宿毛市長田町3177-21

全部事項証明書

(土地)

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】		4904000707432			
【所在】	宿毛市長田町			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3177番21	宅地		289.01	3177番5から分筆	平成13年4月6日
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (9/10)

1/2

公用

高知県宿毛市長田町3177-21

全部事項証明書

(土地)

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (9/10)

2/2

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】 4904000707493						
【所在】 宿毛市長田町				余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
3212番3	宅地	596	16	3212番1から分筆	平成13年3月15日	
余白	余白	582	11	③3212番3、3212番5に分筆	平成13年3月29日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (10/10)

1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方支局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (10/10)

2/2

公用

高知県宿毛市長田町3212-4

全部事項証明書

(土地)

【表題部】(土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707494				
【所在】	宿毛市長田町		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3212番4	宅地	43	78	3212番1から分筆	平成13年3月15日
余白	公衆用道路	43		②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年4月6日
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部(甲区)](所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (4/9) 1/2

公用

高知県宿毛市長田町3212-4

全部事項証明書

(土地)

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (4/9) 2/2

【 表 題 部 】 (土 地 の 表 示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707495					
【所 在】	宿毛市長田町				余白	
【① 地 番】	【②地 目】	【 ③ 地 積 】	m	【原 因 及 び そ の 日 付】	【 登 記 の 日 付 】	
3212番5	宅地		14.05	3212番3から分筆	平成13年3月29日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【 権 利 部 (甲 区) 】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登 記 の 目 的】	【受付年月日・受付番号】	【 原 因 】	【 権 利 者 そ の 他 の 事 項 】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高 知 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (1/9) 1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

整理番号 D76525 (1/9)

2 / 2

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】		4904000707673				
【所在】		宿毛市長田町			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
3422番2	田		79	3422番から分筆	昭和48年1月20日	
余白	余白		270	③3428番2を合筆	昭和48年1月20日	
余白	宅地		270 00	②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年3月15日	
余白	余白		4825 28	③3426番、3427番1、3427番2、3439番2、3440番1、3441番1、3441番2、3442番1、3442番2、3443番2、3445番6を合筆	平成13年3月15日	
余白	余白		82 63	③3422番2、3422番8、3422番9に分筆	平成13年3月29日	
余白	雑種地		82	②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年4月6日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (9/9) 1/2

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位5番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方事務局四十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (9/9)

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707677				
【所在】	宿毛市長田町				余白
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3422番8	宅地	4652	08	3422番2から分筆	平成13年3月29日
余白	余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (2/10)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (2/10)

2/2

公用

高知県宿毛市長田町3422-9

全部事項証明書

(土地)

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】		4904000707678				
【所在】		宿毛市長田町		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】		㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3422番9	宅地	121		76	3422番2から分筆	平成13年3月29日
余白	公衆用道路	121			②③昭和49年4月1日地目変更	平成13年3月29日
余白	余白	余白			余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (6/9)

1/2

公用

高知県宿毛市長田町3422-9

全部事項証明書

(土地)

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方方法務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76525 (6/9)

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成16年7月12日	地図番号	余白
【不動産番号】	4904000707680				
【所在】	宿毛市長田町		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
3433番1	田	416	余白	余白	
余白	雑種地	310	③3433番1、3433番3に分筆 ②昭和44年5月6日地目変更	昭和56年6月4日 昭和56年7月30日	
余白	余白	2308	③3433番3、3434番1、3435番ないし3438番、3439番1、3443番1、3444番1、3445番1を合筆	昭和61年12月24日	
余白	余白	2771	③錯誤	昭和62年2月14日	
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日	

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	昭和61年12月23日 第6371号	余白	所有者 高知県 順位1番の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (1/10)

1/2

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成19年7月5日
高知地方務局四万十支局

登記官

藤原利春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76524 (1/10)

2/2

表 題 部		(土地の表示)		調製	平成16年7月12日	不動産番号	4904000707420
地図番号	余白			筆界特定	余白		
所 在	宿毛市長田町					余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕			
3177番5	田	6 61		余白			
余白	宅地	5004 90		②昭和49年4月1日地目変更 ③3177番6、3177番10、3177番11、3185番1、3186番1、3186番2、3187番1、3187番2、3188番5、3188番8、3189番1ないし3189番3、3191番4、3191番5、3195番3、3195番4、3195番8、3196番を合筆 〔平成13年3月15日 平成13年3月15日〕			
余白	余白	5571 27		③錯誤 〔平成13年4月6日〕			
余白	余白	417 24		③3177番5、3177番12ないし3177番21に分筆 〔平成13年4月6日〕			
余白	公衆用道路	417		②③昭和49年4月1日地目変更 〔平成13年4月6日〕			
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日			
余白	余白	8 24		③3177番5、3177番22に分筆 〔平成29年8月9日〕			

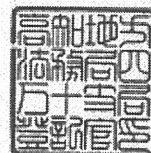
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	所有者 高 知 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年7月12日

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成29年8月10日
高知地方法務局四万十支局

登記官

岡 田 貢



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D40827 (1/2)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4904010036987
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	宿毛市長田町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3177番22	公衆用道路	409		3177番5から分筆 〔平成29年8月9日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成13年3月8日 第638号	所有者 高 知 県 順位1番の登記を転写 平成29年8月9日受付 第4345号

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成29年8月10日
高知地方法務局四万十支局

登記官

岡 田 貢



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D40827 (2/2)

1/1

県有財産売払公告

下記の県有財産を一般競争入札（期間入札）により売り払います。

1 売払物件

所在地	区分	数量	最低売却価格
宿毛市長田町 3177 番 14 外 16 筆	土地	12,972.86 m ²	68,900,000 円

※所在地の詳細は別紙のとおり

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しない者
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年公営企業局訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者
- (4) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号 高知県公営企業局県立病院課
- (2) 期間 令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 28 日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

4 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

3 に同じ。

5 現地説明会

令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 1 時 30 分

※ 参加を希望する場合は令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時までに、13 の問い合わせ先に電話で申し込むこと。申込者が無い場合は現地説明は行わない。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を、指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。この入札保証金には利息を付さない。

7 入札の方法及び受付期間

(1) 入札方法

入札は、4 の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、次のとおり二重封筒に入れ、高知県公営企業局県立病院課あてに、簡易書留郵便による郵送または持参により申し込むものとする。

なお、入札書提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできない。

- ① 中封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 8 年 10 月 15 日開札県有財産一般競争入札の入札書在中」と朱書し、入札書のみを入れて封をする。
- ② 表封筒に「令和 8 年 10 月 15 日開札県有財産一般競争入札入札書在中」と朱書し、①の中封筒と入札保証金提出書及び誓約書（代理人による入札の場合は、委任状及び印鑑証明書を含む。）を入れて封をし、郵送または持参により申し込む。

(2) 入札受付期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 8 時 30 分から令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで（必着）

（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 1 時 30 分から

(2) 場所 高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号 高知県庁西庁舎地下 第 1 会議室

9 契約の締結

(1) 契約締結日は、落札の日から起算して 10 日以内とし、落札者は、契約締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上げ）の金額を納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除する。この契約保証金には、利子を付さない。

(2) 落札者が、落札の日から 10 日以内に契約を結ばない場合は、6 の入札保証金は高知県公営企業局に帰属する。

10 売買代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から 20 日以内に、高知県公営企業局が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を高知県公営企業局の収納機関に納付しなければならない。

11 入札の無効

2 に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

(1) 現地説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明における各種事項について、すべて了知されているものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

13 問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号

高知県公営企業局県立病院課 電話番号 088-821-4634

令和 8 年 8 月 31 日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

土地の表示

所在：宿毛市長田町 地内

番号	地番	地目	登記地積
1	3177番14	宅地	949.14m ²
2	3177番15	宅地	2182.74m ²
3	3177番16	宅地	274m ²
4	3177番17	公衆用道路	190m ²
5	3177番18	宅地	162.33m ²
6	3177番19	宅地	158.14m ²
7	3177番20	宅地	85.02m ²
8	3177番21	宅地	289.01m ²
9	3212番 3	宅地	582.11m ²
10	3212番 4	公衆用道路	43m ²
11	3212番 5	宅地	14.05m ²
12	3422番 2	宅地	82m ²
13	3422番 8	宅地	4652.08m ²
14	3422番 9	宅地	121m ²
15	3433番 1	宅地	2771m ²
16	3177番 5	公衆用道路	8.24m ²
17	3177番22	公衆用道路	409m ²
計			12972.86m ²

入札心得書

- 1 入札参加者は、公売公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、高知県公営企業局の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を銀行振込により高知県公営企業局に納め、入札保証金提出書を提出してください。
なお、この入札保証金には、利子を付さないものとします。
- 5 入札保証金は、開札完了後落札者を除き、2週間以内に指定していただいた銀行口座に振込み、還付します。
なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- 6 入札は、所定の入札書を用いて、配達記録郵便により郵送又は持参してください。
- 7 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて記入してください。代理人が入札する場合は、本人の住所、氏名を記入し、その下に代理人と記載し、住所、氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
 - (2) 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
 - (4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
 - (5) 入札書の氏名（法人にあっては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
 - (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
 - (7) 公売公告又は本心得書事項に違反したとき。
 - (8) 入札担当者の指示に従わないとき。
 - (9) 電報による入札
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 10 開札は、入札の終了後、高知県公営企業局の指定する場所において行います。入札者が立ち会わないときは、高知県公営企業局の指定した職員を立ち会わせて開札します。
- 11 開札の結果、高知県公営企業局の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。
- 12 落札者が、落札決定の日から起算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は高知県公営企業局に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 14 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出のあった場合で、落札者が納入通知書に記載された納入期限までに売買代金（契約保証金額を除いた額）を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。
- 15 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は、契約保証金額を除いた額）について、高知県公営企業局病院事業財務規程第26条の規定により作成した納入通知書を交付するものとします。
- 16 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、高知県公営企業局に帰属することになります。
- 17 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、高知県公営企業局契約規程及び病院事業財務規程の定めるところによって処理します。

一般競争入札の参加者の資格について

地方自治法施行令（抄）

発令：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和8年6月24日号外政令第210号

改正内容：令和8年6月24日号外政令第210号[令和8年6月24日]

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県暴力団排除条例（抄）

（平成22年10月22日条例第36号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(県の事務及び事業における暴力団の排除)

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業（次条において「県の事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団を利用することの禁止)

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用してはならない。

(利益の供与等の禁止)

第19条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
 - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
 - (3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないうちでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程

(平成 23 年 3 月 10 日訓令第 1 号)

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体をいう。

(2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

(3) から (4) 省略

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

- (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 省略

地方自治法

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

最終改正 : 令和8年6月19日号外法律第44号

改正内容 : 令和8年6月19日号外法律第44号[令和8年6月19日]

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

第1号書式（代金即納売払用）

県有財産売買契約書

収入
印紙

売払人高知県公営企業局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金 円（内訳は、別紙のとおり）をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	区分	数量	摘要
宿毛市長田町3177番14 外16筆	土地	12,972.86 m ²	所在地の詳細は 別紙のとおり

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第14条及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解積しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、前項により売買物件の所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の所有権の移転登記に要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 日以内に両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

（危険負担等）

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売

買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

- 2 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、この契約締結後売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約保証金の還付)

- 第8条 甲は、乙が第4条及び第6条第2項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第3条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(契約保証金の帰属)

- 第9条 甲は、乙が第4条及び第6条第2項に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を違約金として甲に帰属させるものとする。

(用途制限等)

- 第10条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

- 2 乙は、この契約の締結の日から10年間、前項各号の用途に供されることを知りながら、売買物件を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

- 第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第12条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく、この契約を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

- 第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有

する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第11条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

（談合等の不正行為があつた場合の解除）

第12条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれに含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は

第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

（違約金）

第13条 乙は、第10条に定める義務に違反した場合又は第12条、第12条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、次条及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

第15条 乙は、第12条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、第12条の3第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

（談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金）

第15条の2 乙は、第12条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、売買代金の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限

る。)である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第15条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

第16条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間(第15条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第15条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第17条 第15条第2項及び前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

売出人 高知県公営企業局
契約担当者
高知県公営企業局長 中嶋 真琴 印

買受人 住所
氏名

印

別紙

所 在 地	区分	種目	数量
宿毛市長田町3177番14	土地	宅地	949.14 m ²
宿毛市長田町3177番15	土地	宅地	2,182.74 m ²
宿毛市長田町3177番16	土地	宅地	274 m ²
宿毛市長田町3177番17	土地	公衆用道路	190 m ²
宿毛市長田町3177番18	土地	宅地	162.33 m ²
宿毛市長田町3177番19	土地	宅地	158.14 m ²
宿毛市長田町3177番20	土地	宅地	85.02 m ²
宿毛市長田町3177番21	土地	宅地	289.01 m ²
宿毛市長田町3212番 3	土地	宅地	582.11 m ²
宿毛市長田町3212番 4	土地	公衆用道路	43 m ²
宿毛市長田町3212番 5	土地	宅地	14.05 m ²
宿毛市長田町3422番 2	土地	宅地	82 m ²
宿毛市長田町3422番 8	土地	宅地	4,652.08 m ²
宿毛市長田町3422番 9	土地	宅地	121 m ²
宿毛市長田町3433番 1	土地	宅地	2,771 m ²
宿毛市長田町3177番 5	土地	公衆用道路	8.24 m ²
宿毛市長田町3177番22	土地	公衆用道路	409 m ²

印紙税と登録免許税について

1 県有財産売買契約書に課される印紙税について

県有財産売買契約書に記載される金額に応じて、印紙税額は異なります。収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所または印紙売りさばき所で購入できます。

印紙税額一覧表（令和8年4月1日現在）

契約金額		本則税率	軽減税率
10万円を超え	50万円以下のもの	400円	200円
50万円を超え	100万円以下のもの	1千円	500円
100万円を超え	500万円以下のもの	2千円	1千円
500万円を超え	1千万円以下のもの	1万円	5千円
1千万円を超え	5千万円以下のもの	2万円	1万円
5千万円を超え	1億円以下のもの	6万円	3万円
1億円を超え	5億円以下のもの	10万円	6万円

2 不動産登記に係る登録免許税について

土地に関する所有権移転登記に係る登録免許税については、租税特別措置法第72条第1項により、令和11年3月31日まで税率が軽減されています。

入札物件に係る登録免許税の金額は契約時にお知らせしますので、収入印紙を購入し、移転登記の際に法務局まで持参していただきますようお願いいたします。

売買による所有権の移転に係る登録免許税率

登記の種類	本則	軽減措置
土地	2.0%	1.5%

入札保証金について

納付期限までに高知県公営企業局の銀行口座に振込により納付してください。

1 振込先

金融機関	四国銀行 県庁支店
預金の種類	普通預金
口座番号	200850
口座名義人	こうちけんこうえいきぎょうきょくちょう 高知県公営企業局長

2 納付期限

令和8年9月28日（月）

3 納付金額

入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満は切り上げ）の額を納付してください。

4 入札保証金の還付

- (1) 落札者以外の方には、入札終了後2週間以内に、入札受付時に提出いただいた入札保証金提出書に指定された口座への振込により還付します。
- (2) 入札保証金の納入後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後になります。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、申し出により、契約保証金または売買代金に充当できます。
- (4) 入札保証金に利子は付きません。